健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条第一項の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の辞退の申出がなされたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき、公示する。

令和　八　年　一一　月　四　日

東北厚生局長　　尾崎　俊雄

名称	所在地	辞退年月日
橋本耳鼻咽喉科医院	盛岡市志家町四番二二号	令和六年十月三十一日
佐々木医院	岩手郡岩手町大字沼宮内第七地割四八番地一	令和六年八月三十一日